



令和6年度神石高原町職員採用試験(第1期)
社会人枠(30歳～44歳)
一般事務・保健師 受験案内

令和6年7月5日
神石高原町

私達は、「人と自然が輝く高原のまち」神石高原町を愛し、自身のキャリアを活かし、まちづくりに貢献しようと思っている意欲溢れる社会人の挑戦を待っています。

試験日:令和6年8月18日(日)

申込受付期間:令和6年7月5日(金)～7月30日(火)

神石高原町が求める職員像

- ◆新しい時代の神石高原町を創る使命感を持ち、チャレンジ精神旺盛な職員
- ◆住民志向で考え、地域の為に住民と協働する職員
- ◆プロ意識と優れた経営感覚を持ち、変化に対応できる職員

1 採用職種及び採用予定人数

- ①一般事務職 2人程度
- ②保健師 令和6年11月1日採用 1人程度 ③と併願ができます。
- ③保健師 令和7年4月1日採用 1人程度 ②と併願ができます。

2 受験資格

(1)次の全てに該当する者が受験できます。

①一般事務職

- ア 昭和55年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者。
- イ 民間企業等での職務経験が概ね6年以上ある者。
(民間企業等には、国、地方公共団体、団体職員、自営業も含みますが、勤務時間及び勤務形態は概ね正規社員等と同程度であることを想定しています。)
- ウ 令和7年4月1日に採用が可能な者。

②③保健師

- ア 昭和55年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者で、保健師の資格を有する者

イ 民間企業等での保健師としての勤務経験が概ね6年以上ある者
(民間企業等には、国、地方公共団体、団体職員、自営業も含みますが、勤務時間及び勤務形態は概ね正規社員等と同程度であることを想定しています。)

ウ ②令和6年11月1日に採用が可能な者。

③令和7年4月1日に採用が可能な者。

(2)次のア～ウのいずれかに該当する者は受験できません。

ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

イ 神石高原町の機関から懲戒免職の処分を受け、その日から2年を経過しない者。

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した者。

(3)日本国籍を有しない外国籍の人も受験できます。

ただし、公務員の基本原則により、公権力を行使する業務に従事する職又は公の意思の形成への参画に携わる職につくことはできません。

3 申込及び問合せ期間

令和6年7月5日(金)～令和6年7月30日(火)

(1)郵送申込みの場合は、令和6年7月30日までの消印があるものに限り受け付けます。

(2)受付及びお問合せの時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです。

(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

4 受験手続

(1)申込書(兼自己 PR シート)の請求

ア 申込書は、神石高原町役場総務課又は各支所町民課へ請求してください。

イ 郵送で請求する場合は、封筒の表に「社会人枠(一般事務職又は保健師)申込書請求」と記載し、120 円切手を貼った「宛先、郵便番号を明記した返信用封筒(角型2号、縦 33.2 cm、横 24 cm)」を同封してください。

※申込書の様式は町のホームページからダウンロードできます。

(2)提出書類・申込先

次の書類を神石高原町役場総務課へ提出してください。(支所への提出は不可)

ア 申込書…所要事項を記入したもの。

イ 履歴書…JIS 規格。(6ヶ月以内に撮影した上半身の写真を貼付したもの。)

職歴は「パート」「社員」等、詳しく記入してください。

(3)受験票の交付

受験票は後日送付しますが、令和6年8月13日(火)までに到着しないときは神石高原町役場総務課(人事担当)に申し出てください。

5 試験の期日・場所等及び合格発表の方法

(1)試験日:令和6年8月18日(日)午前 8 時 30 分から受付

(2)試験場所:神石高原町役場本庁 各室

(3)合格発表:令和6年9月13日(金)午後 1 時に町役場掲示板及び町のホームページに合格者の受験番号を掲載する他、受験者に合否を通知します。

6 試験日程及び内容(応募者数に応じて変更の場合有)

時 間	試験等	試験等の内容	形式
8:30～9:00	受付	—	—
9:00～9:10	説明	注意事項等の説明	—
9:10～10:10	ケーススタディ試験	与えられた状況に対する現状把握、課題解決、論理的思考、文章表現等の能力を判定するもの	記述式
10:10～10:20	休憩	—	—
10:20～11:10	事務能力検査	事務処理能力を診断するもの	マークシート方式
11:10～11:20	休憩	—	—
11:20～	個人面接	自己 PR 面接(1 人約 10 分)	—

7 新型コロナウイルス感染症対策等

- (1)受験者が多数の場合、「3密」回避及び効率的な試験運営のため、試験会場の変更や日程の一部変更を行う場合がありますので、ご承知おきください。
その場合は、受験票発送時にお知らせします。
- (2)マスクの着用は、個人の判断でお願いします。

8 合格発表から採用まで

- (1)この試験に基づく合格者の採用は、原則として、1の②については令和6年11月以降に、1の①③については令和7年4月以降に行います。
- (2)合格者は採用候補者名簿に登録され、採用はこの名簿登録者の中から行います。
- (3)採用候補者が、公務員として必要な適性を欠くことが明らかとなった場合は、採用候補者名簿から削除されます。
- (4)採用後6ヶ月間は条件付採用となり、この期間内に任命権者が別段の措置をしない場合、正式採用となります。
- (5)初任給は、採用前の職歴(職種、職務内容及び期間)により決定します。
※例:35歳(大卒)で民間企業での勤務経験が13年ある場合、初任給約25万2千円と他に諸手当が支給されます。(諸手当は条件により異なります。)

9 受験上の注意事項

- (1)受験票は、試験当日持参してください。
- (2)試験会場は冷房が入る場合がありますので、当日の服装には留意してください。
- (3)試験中は、携帯電話、スマートフォン、その他の携帯端末、電子辞書などすべての電子機器の使用はできません。(時計としても使用できません。)
- (4)身体に障害があり、試験会場において配慮を必要とする場合は、申込の際に必ず連絡してください。
- (5)気象警報の発令等、災害の発生が予測される場合は、連絡が取れるよう留意してください。

10 その他

この案内は当町ホームページにも掲載しています。

(URL <https://www.jinsekigun.jp/>)

【お問合せ先】

〒720-1522

広島県神石郡神石高原町小畠1701番地

神石高原町役場総務課(人事担当)

電話:0847-89-3330